

郡山市上下水道局建設工事等に係る共同企業体取扱要綱

平成16年 3月25日制定
平成18年 4月12日一部改正
平成25年 4月 1日一部改正
平成27年11月 4日一部改正
平成28年 4月 1日一部改正
平成29年 4月 1日一部改正
平成31年 4月 1日一部改正
令和 3年 4月 1日一部改正
令和 5年 3月31日一部改正
〔上下水道局総務課〕

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 特定建設工事共同企業体等（第 4 条－第13条）
- 第 3 章 経常建設共同企業体（第14条－第21条）
- 第 4 章 雑則（第22条－第25条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、上下水道局の発注する建設工事及び建設工事に伴う業務委託に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体又は特定業務委託共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体等」という。）若しくは経常建設共同企業体をいう。

2 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、別表に例示する大規模かつ技術的難度が高い工事の施工に際して、技術力を結集することにより工事の安定的施工を確保すること等を目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。

3 この要綱において「特定業務委託共同企業体」とは、技術力を結集すること並びに経営力及び遂行力を補完し、又は強化することを目的として業務委託ごとに結成される共同企業体をいう。

4 この要綱において「経常建設共同企業体」とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を補完し、又は強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

（共同企業体活用の原則）

第 3 条 共同企業体の活用は、技術力の結集等により、単体企業による施工等に比べ効果的な施工等ができると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

第 2 章 特定建設工事共同企業体等

（対象工事等）

第 4 条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事（以下この章において「対象

工事」という。)は、次の各号に掲げる工事ごとにそれぞれ当該各号に定める設計金額以上のものとする。

- (1) 一般土木工事 3億円
- (2) 建築工事 3億円
- (3) 水道施設工事 1億5,000万円
- (4) 設備工事 1億円
- (5) 技術的難度の高い工事 別に定める金額

2 前項に掲げるもののほか、設計金額が同項各号に掲げる額の80%以上で、かつ、特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を確保するため技術力等特に結集する必要があると認められる工事については、対象工事とすることができるものとする。

3 特定業務委託共同企業体により行うことができる業務委託（以下この章において「対象業務委託」という。）は、郡山市上下水道局測量並びに工事の設計及び工事に関する調査委託の制限付一般競争入札に関する実施要領（平成19年5月1日制定）第2条に規定する業務委託とする。

（構成員の数）

第5条 特定建設工事共同企業体等の構成員の数は、2者又は3者とする。

（構成員の要件）

第6条 対象工事について、特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 発注しようとする工事に係る工事種別について、「郡山市を発注者として、指名競争入札の方法により工事若しくは製造の請負、物品調達又は建築物等維持管理業務委託の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等」（平成7年郡山市告示第131号。以下「入札参加資格告示」という。）第2の第2号の規定により、建設工事入札参加資格の認定を受けていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等に関する要綱（平成13年6月28日制定。以下「指名停止等要綱」という。）の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(4) その他必要に応じて定める要件

2 対象業務委託について、特定業務委託共同企業体の全ての構成員は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 発注しようとする業務委託に係る業務委託種別について、入札参加資格告示の規定により、業務委託入札参加資格の認定を受けていること。

(2) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 指名停止等要綱の規定に基づく指名停止期間中の者ではないこと。

(4) その他必要に応じて定める要件

（構成員の組合せ）

第7条 対象工事について、特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、前条第1項の要件を満たす者同士の組合せとなるほか、次の要件を満たさなければならない。

(1) 郡山市内に本店を有する者は、発注しようとする工事に係る工事種別について、原則として最上位の等級に格付されている者であること。ただし、工事種別が土木一式工事の場合には、最上位の等級に格付されている者と第2順位に格付されている者との組合せによることができるものとする。

(2) 公告において地域要件が付されている場合は、全ての構成員が要件を満たしていること。

(3) 代表者及びその他の構成員については、それぞれ次に掲げる施工実績を有する者の組合せとなること。

ア 代表者にあつては、同種工事についての元請としての実績

イ その他の構成員にあつては、同種工事の一部の工種を含む工事についての元請としての施工実績又は同種工事についての下請としての施工実績

(4) その他必要に応じて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める要件を満たす者の組合せとなること。

2 対象業務委託について、特定業務委託共同企業体の構成員の組合せは、前条第2項の要件を満たす者同士の組合せとなるほか、対象案件ごとに管理者が定める要件を満たさなければならない。

（代表者）

第8条 特定建設工事共同企業体等の代表者（以下この章において「代表者」という。）は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力又は遂行能力の大きい者とする。

（出資割合）

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。

2 特定建設工事共同企業体等の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号に掲げる共同企業体の構成員数に応じ、それぞれ当該各号に定める割合以上であるものとする。

(1) 2者の場合 30パーセント

(2) 3者の場合 20パーセント

（構成員となり得る者への周知等）

第10条 管理者は、対象工事等について特定建設工事共同企業体等として施工又は履行させるとした場合には、公告又は対象者への通知により構成員となり得る者へ周知するものとする。

（入札参加資格審査申請等）

第11条 対象工事の入札に参加しようとする者は、公告において示された要件又はこの要綱において定められた要件に該当する者同士で自主的に特定建設工事共同企業体を結成し、郡山市上下水道局建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して指定された期日までに管理者に提出するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体構成員表（第1号様式の2）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（第2号様式に準じる）の写し

(3) その他管理者が必要と認めた書類

2 対象業務委託の入札に参加しようとする者は、公告において示された要件又はこの要綱において定められた要件に該当する者同士で自主的に特定業務委託共同企業体を結成し、郡山市上下水道局業務委託入札参加資格審査申請書（第2号様式の2）に次に掲げる書類を添付して指定された期日までに管理者に提出するものとする。

(1) 特定業務委託共同企業体構成員表（第2号様式の3）

(2) 特定業務委託共同企業体協定書（第2号様式の4に準じる）の写し

(3) その他管理者が必要と認めた書類

（共同企業体数が不足する場合）

第12条 対象工事又は対象業務委託を発注する場合において、入札参加資格が承認された特定建設工事共同企業体等の数が、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号）第36条第1項に規定する数に満たない場合で、適正な指名競争入札が確保されないと認められるときは、前2条の手続きを経て補充するものとする。

（解散の時期）

第13条 契約の相手方となった特定建設工事共同企業体等は、当該請負契約履行後3か月を経過するまでの間は解散することができないものとする。ただし、当該期間満了後、当該工事等につき、契約不適合責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

2 当該工事又は業務委託に係る契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体等は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

第3章 経常建設共同企業体

（対象工事）

第14条 経常建設共同企業体により施工することができる工事は、等級別格付区分がなされている工事種別にあつては、格付された等級に対応する設計金額及び当該共同企業体の各構成員が格付された等級のうち上位の等級に対応する設計金額のものとする。

（構成員の数）

第15条 経常建設共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められる場合においては、5者までとすることができるものとする。

（構成員の要件）

第16条 経常建設共同企業体の全ての構成員は、次の各号の要件の全てを満たさなければならない。

(1) 入札参加を申請する業種（以下「入札申請業種」という。）に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可後の営業年数が3年以上であること。

(2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する要件を満たしていること。

(3) 工事1件の請負代金の額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額以上である工事を施工するときに、入札申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が同項に定める金額の最低規模の3倍の額未満であり、かつ、他の構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができるときは、残りの構成員は監理技術者又は主任技術者を当該工事現場に他の工事現場と兼任で配置することで足りるものとする。

（構成員の組合せ）

第17条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、前条の要件を満たす者同士の組合せとなるほか、次の要件を満たすものとする。

(1) 等級別格付区分が設けられている工事種別にあつては、最上位の等級に格付されている者

同士の組合せ又は構成員のいずれかが最上位の等級に、他の構成員が第2順位の等級に格付されている者の組合せで、かつ、当該共同企業体としての格付が最上位の等級となるものであること。ただし、工事種別が土木一式工事の場合には、最上位又は第2順位の等級に格付されている者同士の組合せ、及び最上位又は第2順位の等級に格付されている者と第3位以上の等級に格付されている者との組合せで、かつ、当該共同企業体としての格付けが最上位又は第2順位の等級となるものであること。

(2) 構成員の過半数が県内に主たる営業所を有する建設業者（以下「県内業者」という。）であること。

（代表者）

第18条 経常建設共同企業体の代表者（以下この章において「代表者」という。）は、県内業者であるものとする。

（出資割合）

第19条 経常建設共同企業体の代表者及び最小の出資者の出資割合については、第9条の規定を準用する。ただし、当該共同企業体の構成員数が4者は15パーセント、5者の場合には10パーセント以上であるものとする。

（入札参加者資格審査申請）

第20条 経常建設共同企業体は、指名競争入札参加資格審査申請をしようとするときは、入札参加資格告示第2の2の規定に基づき申請書等を管理者に提出し、資格の審査を受けるものとする。

2 1の建設業者が前項の規定により指名競争入札参加資格審査申請を行うことができる経常建設共同企業体の数は、1とする。

（協定書）

第21条 前条第1項の規定により提出する申請書に添付する経常建設共同企業体協定書は、第3号様式に準じて作成するものとする。

第4章 雑則

（混合入札）

第22条 対象工事等について、単体企業で共同企業体と同等以上の履行能力を有すると認められる者がいるときは、工事等の種類、規模等を勘案し、単体企業と共同企業体の混合による入札（以下「混合入札」という。）とすることができる。

2 混合入札に参加する単体企業は、当該混合入札に参加する共同企業体の構成員となることはできない。

（特定建設業の許可の有無）

第23条 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体が建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち1者以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けているものとする。

（編成表等の提出）

第24条 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に第4号様式に準じ、共同企業体運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を管理者に提出するものとする。

2 経常建設共同企業体は、前項の編成表と同時に経常建設共同企業体の出資の割合に関し第5

号様式に準じ締結した協定書を管理者に提出するものとする。

- 3 特定業務委託共同企業体は、構成員全員による共同履行を確保するため、請負契約締結時に第5号様式の2に準じ、共同企業体運営委員会の委員名、設計事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を管理者に提出するものとする。

(構成員の脱退及び加入)

第25条 共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して工事完成又は業務完成の義務を負うものとする。

- 2 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の工事の途中において一部の構成員が脱退した場合で、脱退した構成員が工事施工の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難と認められるときには、管理者は、残存構成員からの新規加入承認申請(第6号様式)を提出させ、新たな建設業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

- 3 特定業務委託共同企業体の業務委託の途中において一部の構成員が脱退した場合で、脱退した構成員が業務履行の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難と認められるときには、管理者は、残存構成員からの新規加入承認申請書(第6号様式)を提出させ、新たな設計業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後起工の伺いを行う建設工事について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の郡山市上下水道局建設工事等に係る共同企業体取扱要綱の規定により結成されている共同企業体については、なお従前の例による。